

令和4年3月遠野市議会定例会会議録（第6号）

令和4年3月11日（金曜日）

議事日程 第6号

令和4年3月11日（金曜日）午後2時開議

- 第1 議案第13号 遠野市行政組織条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 第2 議案第14号 遠野市わらすっこ条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第15号 遠野市上下水道事業審議会条例の制定について
- 第4 議案第16号 遠野市民センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第17号 遠野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第18号 遠野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第19号 遠野市学校林条例を廃止する条例の制定について
- 第8 議案第20号 遠野市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について
- 第10 議案第22号 令和4年度遠野市一般会計予算
- 第11 議案第23号 令和4年度遠野市国民健康保険特別会計予算
- 第12 議案第24号 令和4年度遠野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議案第25号 令和4年度遠野市介護保険特別会計予算
- 第14 議案第26号 令和4年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 第15 議案第27号 令和4年度遠野市水道事業会計予算
- 第16 議案第28号 令和4年度遠野市下水道事業会計予算
- 第17 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

- 第18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第19 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第20 広聴広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 第22 議会改革推進委員会の閉会中の継続調査について
- 第23 請願第1号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願について
- 第24 発議案第2号 遠野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 発議案第3号 遠野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 発議案第4号 遠野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 発議案第5号 ロシアのウクライナ侵攻を強く非難し、即時撤退を求める決議について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 日程第1 議案第13号 遠野市行政組織条例等の一部を改正する等の条例の制定についてから、
日程第16 議案第28号 令和4年度遠野市下水道事業会計予算まで。
(予算等審査特別委員長報告、質疑、討論、採決)
- 3 日程第17 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 4 日程第18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 5 日程第19 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

- 6 日程第20 広聴広報常任委員会の閉会中の
継続調査について
- 7 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続
調査について
- 8 日程第22 議会改革推進委員会の閉会中の
継続調査について
- 9 日程第23 請願第1号 令和4年度の水田
活用の直接支払交付金の見直しに関する
請願について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、
採決)

- 10 日程第24 発議案第2号 遠野市議会議員
定数条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

- 11 日程第25 発議案第3号 遠野市議会委員
会条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

- 12 日程第26 発議案第4号 遠野市議会政務
活動費の交付に関する条例の一部を改正
する条例について

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

- 13 日程第27 発議案第5号 ロシアのウクラ
イナ侵攻を強く非難し、即時撤退を求め
る決議について

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

出席議員（18名）

- | | | | | |
|----|---|-----|-------|-----|
| 1 | 番 | 小 松 | 正 真 | 君 |
| 2 | 番 | 佐々木 | 恵美子 | 君 |
| 3 | 番 | 菊 池 | 浩 士 | 君 |
| 4 | 番 | 佐々木 | 敦 緒 | 君 |
| 5 | 番 | 佐々木 | 僚 平 | 君 |
| 6 | 番 | 小 林 | 立 栄 | 君 |
| 7 | 番 | 菊 池 | 美 也 | 君 |
| 8 | 番 | 萩 野 | 幸 弘 | 君 |
| 9 | 番 | 瀧 本 | 孝 一 | 君 |
| 10 | 番 | 多 田 | | 勉 君 |
| 11 | 番 | 菊 池 | 由 紀 夫 | 君 |
| 12 | 番 | 菊 池 | 巳 喜 男 | 君 |

- | | | | | |
|----|---|-----|-------|---|
| 13 | 番 | 照 井 | 文 雄 | 君 |
| 14 | 番 | 荒 川 | 栄 悦 | 君 |
| 15 | 番 | 安 部 | 重 幸 | 君 |
| 16 | 番 | 新 田 | 勝 見 | 君 |
| 17 | 番 | 佐々木 | 大 三 郎 | 君 |
| 18 | 番 | 浅 沼 | 幸 雄 | 君 |

欠席議員

な し

事務局職員出席者

- | | | | |
|---------|-----|-----|---|
| 事 務 局 長 | 朝 倉 | 宏 孝 | 君 |
| 次 長 | 千 葉 | 芳 治 | 君 |
| 主 査 | 多 田 | 倫 久 | 君 |

説明のため出席した者

- | | | | |
|--|-----|-----|-----|
| 市 長 | 多 田 | 一 彦 | 君 |
| 副 市 長 | 鈴 木 | 惣 喜 | 君 |
| 総務企画部長
兼新型コロナウイルス対策室長 | 鈴 木 | 英 呂 | 君 |
| 健康福祉部長兼健康福祉の里所長
兼地域包括支援センター所長 | 菊 池 | | 寿 君 |
| 健康福祉部医療連携特命部長
兼総務企画部新型コロナウイルス
ワクチン接種対策室長 | 佐々木 | 一 富 | 君 |
| 子育て応援部長
兼総合食育課長 | 磯 谷 | 洋 子 | 君 |
| 産 業 部 長 | 阿 部 | 順 郎 | 君 |
| 環境整備部長
兼まちづくり推進課長 | 奥 寺 | 国 博 | 君 |
| 会 計 管 理 者
兼 会 計 課 長 | 鈴 木 | 純 子 | 君 |
| 消防本部消防長 | 三 松 | 丈 宏 | 君 |
| 市民センター所長 | 新 田 | 順 子 | 君 |
| 市民センター多文化共生
・本の森特命部長 | 石 田 | 久 男 | 君 |
| 教 育 長 | 菊 池 | 広 親 | 君 |
| 教育委員会事務局教育部長
兼学校教育課学校総務担当課長 | 伊 藤 | 貴 行 | 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 菅 沼 | 隆 子 | 君 |
| 代表監査委員 | 佐々木 | 資 光 | 君 |
| 農業委員会会長 | 千 葉 | 勝 義 | 君 |

午後2時30分 開議

○議長（浅沼幸雄君） 御苦労さまでございま
す。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（浅沼幸雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。市長から報告第7号及び第8号の2件の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から例月現金出納検査の結果について、令和3年度公の施設に係る指定管理者監査結果報告書の提出についての報告書2件を受理いたしましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、予算等審査特別委員長から委員会審査報告書が、産業建設常任委員長から請願審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、広聴広報常任委員長、議会運営委員長及び議会改革推進委員長から閉会中の委員会の継続調査申出書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、発議案4件が提出されましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案第13号遠野市行政組織条例等の一部を改正する等の条例の制定についてから、

日程第16 議案第28号令和4年度遠野市下水道事業会計予算まで。

○議長（浅沼幸雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第13号遠野市行政組織条例等の一部を改正する等の条例の制定についてから日程第16、議案第28号令和4年度を遠野市下水道事業会計予算までの16件を一括議題といたします。

各案件に関し、委員長の報告を求めます。予算等審査特別委員長、菊池巳喜男君。

〔予算等審査特別委員長菊池巳喜男君登壇〕

○予算等審査特別委員長（菊池巳喜男君） 令和4年3月遠野市議会定例会の予算等審査特別委員会からの御報告を行います。

本委員会に付託された案件中、3月4日及び3月7日から10日までの5日間で審査をいたしました。議案第13号から議案第28号までの16件について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

審査の中で、議案第13号遠野市行政組織条例等の一部を改正する等の条例の制定について、議案第14号遠野市わらすっこ条例の一部を改正する条例の制定については、どのような考えでの組織再編かについて、健康福祉部と子育て応援部の統合に係る現こども政策課の勤務場所、両部の統合による業務の連携及び効果について、組織の在り方に係る役職名の整理についてなど。

議案第15号遠野市上水道事業審議会条例の制定については、委員の公募及び女性参画について、条例を制定する理由についてなど。

議案第16号遠野市民センター条例等の一部を改正する条例の制定については、ふるさと村での撮影使用に係る料金の発生について、全施設の貸切利用料の上限20万円の算定根拠について、曲り家での宿泊の対応についてなど。

議案第19号遠野市学校林条例を廃止する条例の制定については、対象となる学校数等について、児童・生徒への教育体験活動の利用について、伐期に係る施行計画についてなど。

議案第20号遠野市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定については、団員定数減の考え方及び今後の団員増の見通しについて。

議案第22号令和4年度遠野市一般会計予算では、歳入において、1款市税で個人、法人税の増額の要因についてなど。

10款地方交付税では、地方交付税額の増の要因について、基準財政需要額及び基準財政収入額についてなど。

13款使用料及び手数料では、市営駐車場使用料の内訳について、市民センターの駐車場整備計画についてなど。

14款国庫支出金では、地方創生臨時交付金の今後の増額の見込みについて、橋梁長寿命化修繕計画補助金の大幅減の理由についてなど。

17款寄附金では、企業版ふるさと寄附金に係る収入増への具体的な取組について、ふるさと納税増収への取組について、県内のふるさと納税の状況についてなど。

20款諸収入では、伝承園の電気料についてなど。

21款市債では、前年度から市債合計の減による行財政に与える影響について、高齢者等貸付牛讓渡金に係る返済状況についてなど。

次に、歳出においては、2款総務費で定員管理計画について、総務一般事務費委託料の減の理由について、遠野市行政区自治会支援交付金の対象組織数についてなど。

3款民生費では、重層的支援体制整備事業業務委託料の内容について、生活困窮者自立促進支援事業業務委託料の内容及び増員の要因について、高齢者慶祝事業に係る令和4年度敬老会の開催見込みについてなど。

4款衛生費では、自治体連携ヘルスケアプロジェクト事業費の増の内容について、水道未普及地区整備事業に係る補助金の内容について、予防接種の増の要因について。

5款労働費では、通信制大学受講支援事業費補助金の内容について、市内求人倍率及び高校生の就職状況について、市内企業の外国人雇用の状況についてなど。

6款農林水産業費では、野生鳥獣害駆除の隊員数、捕獲数及び対策等について、地域農業マスタープランの現状について、遠野起農塾推進事業費の内容についてなど。

7款商工費では、地域商社経営基盤強化業務委託料の内容について、観光事業一般事務所の増の要因について、遠野まつりに係る協賛金及び参加団体補助金等についてなど。

8款土木費では、市道長崎線道路管理負担金の内容について、未登記道路用地分筆測量業務委託料に係る未登記の状況について、市営住宅の指定管理に係る評価についてなど。

9款消防費では、消火栓の整備計画について、消防車両購入費の増の内容について、後方支援資料館の来場者数についてなど。

10款教育費では、高校魅力化サポート事業費に係る補助金の内容について、学校と地域の連携・協働推進事業費の内容について、学びのまちづくり推進事業費に係る未来づくりカレッジの今後の運営についてなど。

議案第23号令和4年度遠野市国民健康保険特別会計予算では、収支の状況についてなど。

議案第24号令和4年度遠野市後期高齢者医療特別会計予算では、窓口負担の見直しに係る市民周知についてなど。

議案第25号令和4年度遠野市介護保険特別会計予算では、待機者の状況についてなど。

議案第28号令和4年度遠野市下水道事業会計予算では、宮守浄化センターストックマネジメント計画策定業務委託料の内容についてなど、活発な質疑が交わされました。

審議の結果、議案第13号から議案第28号までの16件は全員の賛成をもって原案のとおり可決されました。本委員会は議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、審査の詳細につきましては省略させていただきます。

以上をもちまして予算等審査特別委員会の報告といたします。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第13号遠野市行政組織条例等の一部を改正する等の条例の制定についてから議案第28号令和4年度遠野市下水道事業会計予算ま

での16件を一括して採決いたします。採決は表決システムにて行います。

各案件の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

以上で表決を締め切ります。採決を確定いたします。賛成全員であります。よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

ここで東日本大震災でお亡くなりになられた方々に黙祷を捧げるため暫時休憩をいたします。御起立願います。

午後2時45分 休憩

午後2時47分 開議

○議長（浅沼幸雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第17 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第17、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。総務常任委員長から所管事項につき会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。総務常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第18 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第18、教育

民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。教育民生常任委員長から所管事項につき会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。教育民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、教育民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第19 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第19、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。産業建設常任委員長から所管事項につき会議規則第111条の規定によりお手元に配付しておきました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。産業建設常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、産業建設常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第20 広聴広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第20、広聴広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。広聴広報常任委員長から所管事項につき会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。広聴広報常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査に付すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 御異議なしと認めます。よって、広聴広報常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長(浅沼幸雄君) 次に、日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から所管事項につき会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第22 議会改革推進委員会の閉会中の継続調査について

○議長(浅沼幸雄君) 次に、日程第22、議会改革推進委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会改革推進委員長から所管事項につき会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会改革推進委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 御異議なしと認めます。よって、議会改革推進委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第23 請願第1号令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願

○議長(浅沼幸雄君) 次に、日程第23、請願第1号令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願についてを議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、多田勉君。

[産業建設常任委員長多田勉君登壇]

○産業建設常任委員長(多田勉君) 去る2月22日に開会された令和4年3月遠野市議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました請願第1号令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願についての審査結果を報告いたします。

3月1日、当常任委員会を開催し、審査をいたしました。その結果、花巻農業協同組合から提出のありました請願の趣旨を了とし、全会一致をもって採択となりました。

以上であります。

○議長(浅沼幸雄君) これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。採決は表決システムにて行います。請願第1号令和4年度の水田活用の直接支払い交付金の見直しに関する請願に対する委員長報告は採択であります。

請願について採決します。本請願書は採択することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

以上で表決を締め切ります。採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、本請願書は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第24 発議案第2号遠野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第24、発議案第2号遠野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案の提出がありますので提出者の説明を求めます。議会改革推進委員長、荒川栄悦君。

〔議会改革推進委員長荒川栄悦君登壇〕

○議会改革推進委員長（荒川栄悦君） 発議案第2号遠野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。

遠野市議会議会改革推進委員会でもとめた議員定数、議員報酬及び政務活動費のあり方についての報告書について、令和3年12月10日及び令和4年2月3日の議員全員協議会において、全議員でさらに協議しました。その結果、議員定数を現行の18人から17人に変更することを全議員で決定したことから、条例を改正しようとするものです。

なお、本改正による議員定数は本条例の施行日以後、はじめてその期日を告示される一般選挙から適用されるものです。

以上で提案説明といたします。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発議案第2号を採決いたします。採決は表決システムにて行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

以上で表決を締め切ります。採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

〔参 照〕

発議案第2号

遠野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

遠野市議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月8日

遠野市議会議長 浅沼幸雄様

提出者 遠野市議会議会改革推進委員会
委員長 荒川栄悦

提案理由

遠野市議会議会改革推進委員会報告に基づき、本条例の施行日以後、はじめてその期日を告示される一般選挙から、遠野市議会議員の定数を17人にしようとするものである。

遠野市議会議員定数条例の一部を改正する条例

遠野市議会議員定数条例（平成20年遠野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「17人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後はじめてその期日を告示される一般選挙から適用する。

日程第25 発議案第3号遠野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第25、発議案第3号遠野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案の提出がありますので、提案者の説明を求めます。議会運営委員長、菊池由紀夫君。

〔議会運営委員長菊池由紀夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池由紀夫君） 発議案第3号遠野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

令和4年4月から遠野市の組織が見直しされることに伴い、教育民生常任委員会の所管に関して「子育て応援部」を削除しようとするものです。また、災害等の発生、感染症のまん延防止措置、育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会の招集場所への参集が困難であると委員長が認める場合には、委員がオンライン会議システムにより委員会の出席委員として議事に参加することができるようにするため、本条例の一部を改正するものです。

なお、教育民生常任委員会の所管に関する条例の一部改正は令和4年4月1日から施行いたします。

以上で提案説明といたします。賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発議案第3号を採決いたします。採決は表決システムにて行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

以上で表決を締め切ります。採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

〔参 照〕

発議案第3号

遠野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

遠野市議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月8日

遠野市議会議長 浅 沼 幸 雄 様
提出者 遠野市議会議会運営委員会
委員長 菊 池 由 紀 夫

提案理由

令和4年4月から遠野市の組織が変更されることに伴い、所要の改正をしようとするものである。

また、オンライン会議の開催を可能にするため、所要の改正をしようとするものである。

遠野市議会委員会条例の一部を改正する条例

遠野市議会委員会条例（平成17年遠野市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第2条の表教育民生常任委員会の項中「、子育て応援部」を削る。

第12条の次に次の1条を加える。

（開会方法の特例）

第12条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。この場合において、委員長は、会議の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保に十分留意するものとする。
(1) 災害等の発生、感染症のまん延防止措置

等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員その他会議出席者（以下「委員等」という。）の参集が困難と認める場合

- (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員等からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合
- 2 前項の場合において、委員等は、委員会にオンライン会議システムによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項に規定により委員長の許可を得て委員会に出席した議員は、次条本文の委員及び第14条第1項の出席委員とする。
- 4 オンライン会議システムを活用した会議は、第17条第1項の秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

日程第26 発議案第4号発議案第4号政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第26、発議案第4号政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の提出がありますので、提出者の説明を求めます。議会運営委員長菊池由紀夫君。

〔議会運営委員長菊池由紀夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池由紀夫君） 発議案第4号遠野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、議員の調査研究活動の基盤の強化と使途基準に合致した資質の透明性を確保する観点から、政務活動費を充てることが出来る経費の範囲に事務所費の項目を加えようとするものです。現在、同条例別表には事務所費の項

目がなく、議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費については対象としておりませんでした。今後の調査研究活動の基盤強化を目的に、具体的には事務所賃料、維持管理費などを想定し、全国市議会議長会などの参考指針に倣い、事務所費の項目を追加しようとするものです。

なお、本改正による施行日は令和4年4月1日となっております。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発議案第4号を採決いたします。採決は表決システムにて行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

以上で表決を締め切ります。採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

〔参 照〕

発議案第4号
政務活動費の交付に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月7日

遠野市議会議長 浅 沼 幸 雄 様

提出者 遠野市議会議会運営委員会
委員長 菊 池 由 紀 夫

提案理由

議員の調査研究活動の基盤の強化と使途基準に合致した支出の透明性を確保する観点から、政務活動を充てることが出来る経費の範囲に、政務活動に資する事務所の設置及び管理に要する経費について加えようとするものである。

遠野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

遠野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年遠野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
------	----------------------------

別記様式中

「

資料購入費	
-------	--

を

「

資料購入費	
事務所費	

に

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

日程第27 発議案第5号ロシアのウクライナ侵攻を強く非難し、即時撤退を求める決議について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第27、発議案第5号ロシアのウクライナ侵攻を強く非難し、即時撤退を求める決議についての議案の提出がありますので、提案者の説明を求めます。総務常任委員長瀧本孝一君。

〔総務常任委員長瀧本孝一君登壇〕

○総務常任委員長（瀧本孝一君） 発議案第5号ロシアのウクライナ侵攻を強く非難し、即時撤退を求める決議について、提案理由の説明を

申し上げます。

2月24日、ロシアは世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへ軍事侵攻を開始しました。幼い子供を含む多くのウクライナ国民の尊い命を奪い、多くの人々が住み慣れた地を追われ、隣国などに避難を余儀なくされ、その数は既に200万人を超えています。

さらにロシアは、武力攻撃の手を緩めないばかりか、大統領自ら核兵器の使用を示唆する発言を行い、国際社会をも威嚇し続けており、核による戦争の危惧を抱かせています。我が国は唯一の戦争被爆国であり、断じて許すことはできない行為であります。

この武力による侵攻は国連憲章に違反し、国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であります。

遠野市議会は平成18年6月16日に非核平和都市宣言を議決しました。世界の恒久平和は人類共通の願いであります。

ロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明し、ロシア軍の即時・完全・無条件の撤退を強く求めるために決議するものです。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発議案第5号を採決いたします。採決は表決システムにて行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は1の賛成ボタンを、反対の方は2の反対ボタンを押してください。

〔表決〕

○議長（浅沼幸雄君） 押し間違いはございませんか。

以上で表決を締め切ります。採決を確定い

たします。賛成全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

〔参 照〕

発議案第5号

ロシアのウクライナ侵攻を強く非難し、
即時撤退を求める決議について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月8日

遠野市議会議長 浅 沼 幸 雄 様

提出者 遠野市議会総務常任委員会

委員長 瀧 本 孝 一

提案理由

2月24日、ロシアは、世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの軍事侵攻を開始し、幼い子どもを含む多くのウクライナ国民の尊い命を奪っている。また、多くの人々が住み慣れた地を追われ、隣国などに避難を余儀なくされ、その数は200万人を超えている。

ロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明し、ロシア軍の即時・完全・無条件の撤退を強く求めるため決議する。

ロシアのウクライナ侵攻を強く非難し、
即時撤退を求める決議

2月24日、ロシアは、世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの軍事侵攻を開始し、幼い子どもを含む多くのウクライナ国民の尊い命を奪っている。また、多くの人々が住み慣れた地を追われ、隣国などに避難を余儀なくされ、その数は200万人を超えている。

さらにロシアは、武力攻撃の手を緩めないばかりか、大統領自ら核兵器の使用を示唆する発言を行い、国際社会をも威嚇し続けており、核による戦争の危惧を抱かせている。我が国は唯一の戦争被爆国であり、断じて許すことはできない行為である。

この武力による侵攻は、国連憲章に違反し国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙

である。

遠野市議会は、平成18年6月16日に議決した、「非核平和都市宣言」に基づき、人類共通の願いである世界の恒久平和の実現を強く希求するとともに、ロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明し、ロシア軍の即時・完全・無条件の撤退を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月11日

岩手県遠野市議会

閉 会

○議長（浅沼幸雄君） ここで一言申し上げます。

本年度をもって退職されます職員の方々には、これまで長い間、遠野市発展のため、何かと御活躍を賜りまことにありがとうございました。この場をお借りし、心から感謝の意を表します。どうも御苦労さまでございました。

これにて本日の会議を閉じ、令和4年3月遠野市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時08分 閉会

